

【建設工事に係るもの】

別表

調 査 資 料	備 考
1 低入札価格調査報告書（様式第1号）（表紙）	
2 その価格により入札した理由（自由様式）	
3 手持工事の状況（様式第2号）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、堺市内で施工中の全ての工事について記入すること。なお、契約先が本市以外の場合は、契約書の写しを添付すること。 ・ 工事現場が確認できる図面（当該対象工事の位置も記入）を添付すること。（縮尺は自由） ・ 従事技術者名欄には、現場代理人、主任技術者等について記入すること。
4 手持資材の状況（様式第3号）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札者の手持資材を記載すること。 ・ 当該工事に関連する資材について記入し、状況写真を添付すること。
5 資材購入先との関係（様式第4号）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資材購入先及び購入先との関係を備考欄に記載すること。（例）協力会社、同族会社等 ・ 特に低入札価格の根拠となるものは、記載漏れのないように注意すること。
6 手持機械の状況（様式第5号）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札者の手持機械を記載すること。 ・ 写真、自主検査記録表、自動車検査証の写し等の確認できるものを添付のこと。
7 現場労働者の供給見通し（様式第6号）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に低入札価格の根拠となるものは、所属等の欄に所属関係を記入すること。
8 適正賃金の確保に係る確認書（契約内容の確認）（様式第7号）	
9 当該工事現場とその入札者の事業所、倉庫等との地理的關係（自由様式）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関連位置図
10 代価表、見積書等の積算根拠（自由様式）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金抜設計書に係る全ての代価表、見積書等を提出すること。見積書は、コピーを提出し、原本も持参すること。原本とコピーを照合し、原本は、返却します。
11 質疑への回答書（自由様式）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑がある場合のみ

様式第1号（建設工事）

低入札価格調査報告書

当社が下記工事に関して、入札書に記載した入札金額に対応した積算内容について、以下のとおり報告します。

なお、当該報告書の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

堺市上下水道事業管理者 殿

年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

- | | | |
|---------------------------------|---------|----|
| 1. 工 事 名 | | 工事 |
| 2. 開 札 日 | 年 月 日 | |
| 3. 見積担当者氏名 | | |
| 4. 見 積 日 | 年 月 日 | |
| 5. 入札価格決定者氏名 | | |
| 6. 提 出 書 類 | | |
| (1) その価格により入札した理由 | (自由様式) | |
| (2) 手持工事の状況 | (様式第2号) | |
| (3) 手持資材の状況 | (様式第3号) | |
| (4) 資材購入先との関係 | (様式第4号) | |
| (5) 手持機械の状況 | (様式第5号) | |
| (6) 現場労働者の供給見通し | (様式第6号) | |
| (7) 適正賃金の確保に係る確認書（契約内容の確認） | (様式第7号) | |
| (8) 当該工事現場とその入札者の事業所、倉庫等との地理的關係 | (自由様式) | |
| (9) 代価表、見積書等の積算根拠 | (自由様式) | |
| (10) 質疑への回答書（質疑がある場合のみ） | (自由様式) | |

堺市上下水道事業管理者 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

適正賃金の確保に係る確認書（契約内容の確認）

下記の工事について、当社が落札決定を受けた場合は、労働関係法令等を遵守するとともに、次の内容について誠実に履行すること及び工事請負契約の契約内容とすることを確認します。

記

工 事 名	
-------	--

（適正賃金の確保に向けた取組）

- ・当社は、適正な労働環境の確保に努めるとともに、従事労働者に適正な賃金（以下「適正賃金」という。）を支払います。
- ・一次下請負人等との契約に当たっては、適正賃金について十分に説明を行い、適正賃金支払の確保及び貴市の調査に協力することについての相手方の承諾を得ることを条件に下請契約を締結します。
- ・全ての従事労働者に適正賃金の支払がなされるように、上記承諾を条件に、再下請契約を締結することを、下請負人等に指導します。

（従事労働者の申出があった場合）

- ・従事労働者（下請負人等に雇用されている場合も含む。）から、適正賃金の不払について申出があった場合は、当社の責任において、当該労働者の賃金報告書を貴市に提出します。また、当該労働者が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いは行いません。
- ・貴市が、適正賃金の支払確認のために調査を行う場合は、下請負人等への指導も含め、全面的に協力します。
- ・貴市が、労働基準監督署等の監督官庁に通報を行っても異議はありません。

（発注者の解除権の特則）

- ・当社が、従事労働者への適正賃金の支払、下請負人等への指導、賃金報告書の提出を行わなかった場合に、貴市が、受注者の責めによる債務不履行として当該工事請負契約を解除したとしても、異議はありません。

（社会保険の加入に関する下請指導）

- ・労働環境の改善及び事業者間の公平で健全な競争環境を構築するために、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に基づく下請負人等への指導を一層徹底するとともに、下請契約に当たって、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう働きかけます。

※「適正賃金」は、当該労働者の経験、技術力、労働市場における需給状況、同一地域及び同一職種における一般的な賃金等を含め、総合的に勘案する。この際、最も信頼できる基準額として、国土交通省が定める公共工事設計労務単価を参考とする。

※「従事労働者」とは、公共工事設計労務単価に掲げる職種に係る現場労働者をいう。

※「下請負人等」とは、公共工事設計労務単価に掲げる職種に係る現場労働者を雇用する全ての事業者をいう。

【設計業務に係るもの】

別表

調 査 資 料	備 考
1 低入札価格調査報告書（様式第1号）（表紙）	
2 当該価格で入札した理由（自由様式）	<ul style="list-style-type: none"> ・当該価格で入札した理由を、過去において受注・履行した同種又は類似の業務、再委託会社の協力等の面から記載すること。
3 入札金額の内訳（様式第2号）	<ul style="list-style-type: none"> ・数量総括表に対応する内訳書とすること。また、数量総括表に記載されている区分別の費用内訳が分かる明細書（「下水道用設計標準掛表 令和4年度-第3巻 設計委託-」に規定する項目に従った内訳書）とすること。なお、市積算額欄及び備考欄には、何も記載しないこと。 ・内訳書には、契約書に基づく発注者の承諾を必要としない簡易な業務の再委託に係る分を含め、再委託を予定している金額及び自社で実施する予定の金額との区分を明らかにすること。 ・計上する費用については、計数的根拠のある合理的なもので、かつ、現実的なものでなければならない。 ・調査対象者の申込みに係る金額が、契約対象業務の実施に要する費用の額を下回るときは、その下回る額を不足額として間接経費に計上し、「付加利益」の内数として記載すること。 ・業務の実施に必要な費用との対応関係が不明確な「値引き」、「調整額」又は「お得意様割引」等の名目による金額計上は行わないこと。 ・一般管理費等を「一般管理費」、「付加利益」及び「その他経費」の3つに分類し、当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等については「一般管理費」として、当該業務を実施する社を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証金その他の営業外費用等については「付加利益」として、一般管理費及び付加利益以外の経費については「その他経費」として計上すること。

4 当該契約の履行体制（様式第3号）	<ul style="list-style-type: none"> ・体制図においては、契約対象業務のうち設計仕様書等において指定した軽微な部分を含め、再委託を行う予定がある場合は、再委託の相手先ごとに、相手方名、再委託を行う業務等の内容、再委託の予定金額及び再委託を行う理由を記載すること。 ・「技術者の区分」の名称は、適宜設定すること。 ・協力会社の技術者を配置する予定である場合は、備考欄に会社名を明記すること。
5 手持業務の状況（様式第4号）	<ul style="list-style-type: none"> ・配置を予定する技術者ごとに、契約金額 100万円以上の手持の建設コンサルタント業務全てについて記載すること。
6 配置予定技術者名簿（様式第5号）	<ul style="list-style-type: none"> ・配置を予定する技術者について記載すること なお、競争参加資格として必要な資格については少なくとも記載すること。 ・「技術者の区分」の名称は、適宜設定すること。 (添付資料) <ol style="list-style-type: none"> 1 本様式に記載した技術者が自社社員であり、契約対象業務の入札公告後に入社した者でないことを証明する健康保険証等の写しを添付すること。なお、協力会社の技術者を配置する予定である場合は、当該技術者が当該協力会社の社員であり、契約対象業務の入札公告後に入社した者でないことを証明する健康保険証等の写しを添付すること。 2 記載した資格を証明する書面の写しを添付すること。
7 過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者（様式第6号）	<ul style="list-style-type: none"> ・過去3年間に国及び地方公共団体等が発注した建設コンサルタント業務を対象に、受注・履行した同種又は類似の業務全て（開札日時点で履行中のものは除く。）について、新しい順に記載すること。
8 直近3か年の事業（営業）年度に係る計算書類（自由書式）	
9 適正賃金の確保に係る確認書（契約内容の確認）（様式第7号）	
10 見積書等の積算根拠（自由様式）	
11 質疑への回答書（自由様式）	<ul style="list-style-type: none"> ・質疑がある場合のみ

低入札価格調査報告書

当社が以下の案件に関し、入札書に記載した入札金額に対応した積算内容について、次のとおり報告します。

なお、当該報告書の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

堺市上下水道事業管理者 殿

年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

1. 工事名 _____

2. 開札日 年 月 日

3. 見積担当者氏名 _____

4. 見積日 年 月 日

5. 入札価格決定者氏名 _____

6. 提出書類

- (1) 当該価格で入札した理由 (自由様式)
- (2) 入札金額の内訳 (様式第2号)
- (3) 当該契約の履行体制 (様式第3号)
- (4) 手持業務の状況 (様式第4号)
- (5) 配置予定技術者名簿 (様式第5号)
- (6) 過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者 (様式第6号)
- (7) 直近3か年の事業（営業）年度に係る計算書類 (自由様式)
- (8) 適正賃金の確保に係る確認書（契約内容の確認） (様式第7号)
- (9) 見積書等の積算根拠 (自由様式)
- (10) 質疑への回答書 (自由様式)

様式第2号（設計業務）

入札金額の内訳

工 事 名						
項目	種別	業務実施金額 (A=B+C)	うち再委託に係る 予定金額 (C)		市積 算額(D)	備考
			うち自社 実施金額 (B)			
直接原価	その他原価 一般管理費等					一次内訳書－1 諸経費に係る内 訳書
諸経費						
合計						再委託に係る予 定金額の比率

(一次内訳書の様式)

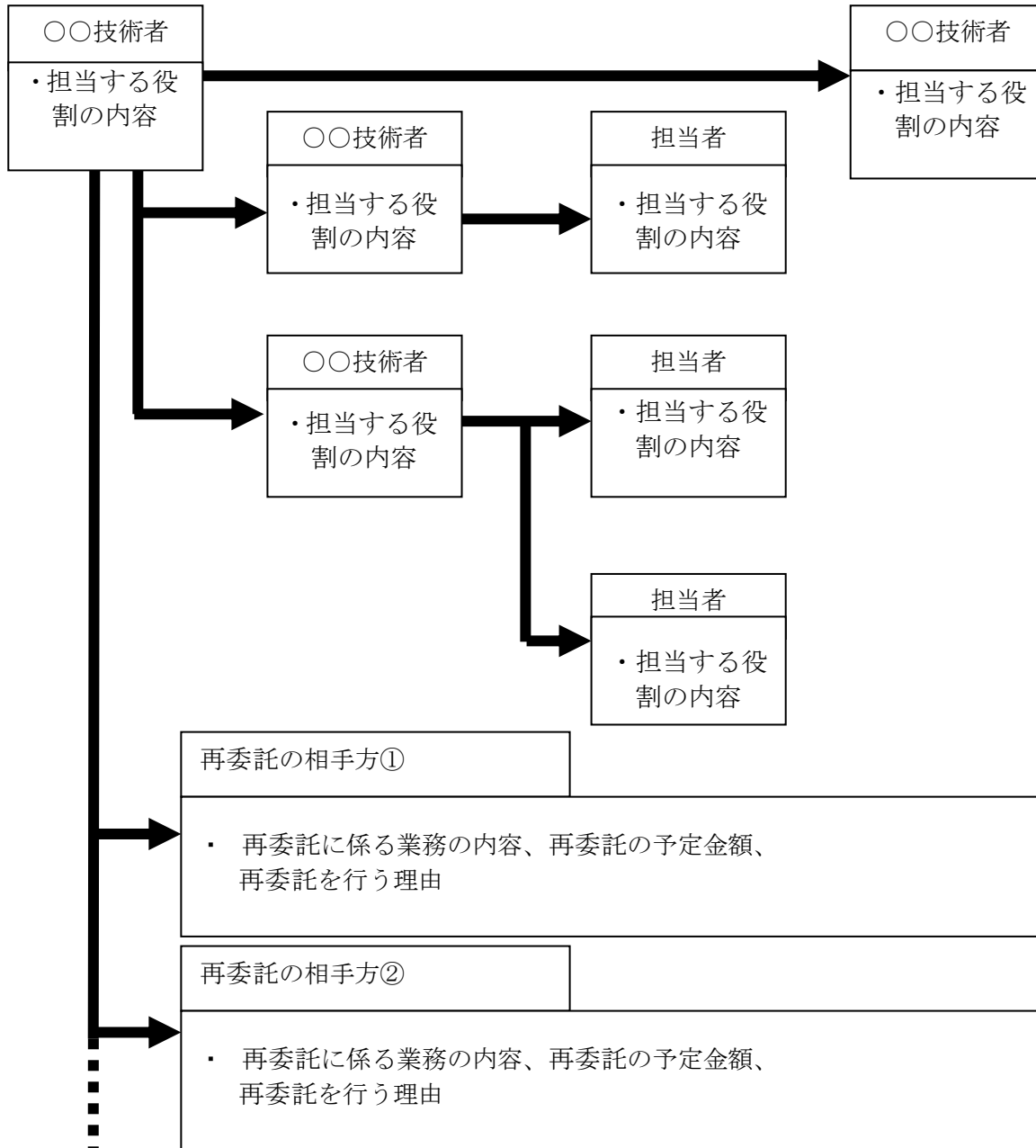
一次内訳書－1 直接人件費の内訳						
項目	名称・規格	単位	数量	業務実施金額	市積算額	備考
直接原価	管路施設実施設計業務	式				
小計						

(諸経費に係る内訳書の様式)

諸経費の内訳				
項目	種別	細別	業務実施金額	備考
諸経費	その他原価			
	一般管理費等	一般管理費		
		付加利益		
		その他経費		
諸経費計				

当該契約の履行体制

(1) 履行のための体制図（全体像）



年 月 日

堺市上下水道事業管理者 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

適正賃金の確保に係る確認書（契約内容の確認）

下記の業務について、当社が落札決定を受けた場合は、労働関係法令等を遵守するとともに、次の内容について誠実に履行すること及び改築設計業務委託契約の契約内容とすることを確認します。

記

工 事 名	
-------	--

（適正賃金の確保に向けた取組）

- ・当社は、適正な労働環境の確保に努めるとともに、従事技術者に適正な賃金（以下「適正賃金」という。）を支払います。
- ・下請負人等との契約に当たっては、適正賃金について十分に説明を行い、適正賃金支払の確保及び貴市の調査に協力することについての相手方の承諾を得ることを条件に再委託に係る契約を締結します。
- ・全ての従事労働者に適正賃金の支払がなされるように、上記承諾を条件に、再委託に係る契約を締結することを、下請負人等に指導します。

（従事技術者の申出があった場合）

- ・従事技術者（下請負人等に雇用されている場合も含む。）から、適正賃金の不払について申出があった場合は、当社の責任において、当該技術者の賃金報告書を貴市に提出します。また、当該技術者が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いはいりません。
- ・貴市が、適正賃金の支払確認のために調査を行う場合は、下請負人等への指導も含め、全面的に協力します。
- ・貴市が、労働基準監督署等の監督官庁に通報を行っても異議はありません。

（発注者の解除権の特則）

- ・当社が、従事技術者への適正賃金の支払、下請負人等への指導、賃金報告書の提出を行わなかった場合に、貴市が、受注者の責めによる債務不履行として当該改築設計業務委託契約を解除したとしても、異議はありません。

※「適正賃金」は、当該技術者の経験、技術力、労働市場における需給状況、同一地域及び同一職種における一般的な賃金等を含め、総合的に勘案する。この際、最も信頼できる基準額として、国土交通省が定める設計業務委託等技術者単価を参考とする。

※「従事技術者」とは、設計業務委託等技術者単価に掲げる職種に係る技術者をいう。

※「下請負人等」とは、設計業務委託等技術者単価に掲げる職種に係る技術者を雇用する全ての事業者をいう。